

事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-1	事業契約書(案)	1	前文			議会の議決	『議会の議決が得られなかったときは、この契約は無効となり、発注者及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担となる。』とありますが、入札説明書(添付資料1)リスク分担表No3契約議会が得られない場合の費用負担者は御市となっています。リスク分担表を正として理解して宜しいでしょうか。	本契約締結にかかる費用については、市で負担いたしますが基本協定書(案)第8条のとおり、事業の準備費用については、各自の負担となります。なお、リスク分担表における、市の負担は、市及び事業者の本契約締結にかかる費用のみであり、基本協定書第8条の本件事業の業務における準備行為にかかる費用は含んでおりません。また、事業者の責め(不祥事等)により議決が得られない場合も市が負担することはありません。
KI-2	事業契約	7	7	1		許認可及び届出等	長崎市(物品等)入札参加資格者名簿の登録に関して、「その他役務」において現状では10項目の登録となっており、10項目の登録をしている場合においては、要求水準書の業務をすべて委託できるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	業務を行えるのは登録業種に該当する業務のみであり、登録以外の業種は行えません。なお、構成員及び建設業務を行うものは必ず名簿登録は必要ですが、それ以外であれば必要ありません。
KI-3	事業契約書(案)	7	9	1		契約保証金	PFI事業契約期間全般をカバーする履行保証保険は存在しないので、本項の規定はご再考下さいますようお願いいたします。	履行保証保険につきましては、変更いたしましたので、補足資料3「履行保証保険について」をご参照ください。
KI-4	事業契約書(案)	7	9	1		契約保証金	損保会社は各企業ごとに保険料率や引受条件などを定めていることから、複数の企業体から成るSPCを被保険者とする履行保証保険契約の手配は困難と思われます。従って、それぞれ各業務の担当企業が契約者として締結し、SPCが市を保険金受取人とする質権を設定するという方法で宜しいでしょうか。	KI-3の回答をご参照ください。
KI-5	事業契約書(案)	7	9	2	4	契約保証金	毎年更新する履行保証保険の引受損害保険会社については、毎回同じ会社でなければならないのでしょうか？それとも毎回、引受先を再検討してもよろしいのでしょうか。	事業者の任意といたします。
KI-6	事業契約書(案)	7	9	2	4	契約保証金	その他の業務に対する単年度契約の履行保証保険について、19年度を初年度とする履行保証保険の証券の提出日は業務開始(維持管理期間開始)日まで、次年度分以降の提出日は直近の各年度末までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なおKI-3の回答もご参照ください。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-7	事業契約書 (案)	7	9	2	(1) (2) (3)	契約保証金	「保険期間を本契約の締結日から～」とありますが、本条件は、本契約締結の時点で各請負・委託契約が締結されている必要があり、時間的・条件的に困難なのではないかという見解が保険会社よりでております。各業務に対する履行保証保険については、(4)と同様に「保険期間を業務開始時から～」とし、各請負・委託契約締結後に履行保証保険契約を締結し、速やかに保証証券を甲に提出することでご了承いただけないでしょうか。	KI-3の回答をご参照ください。
KI-8	事業契約書 (案)	7	9	2		契約保証金	「乙が実施する業務毎に」と明記されていながらも、(1)では「設計・建設業務」と一括りになっております。実際に履行保証保険を付保する際、設計業務と建設業務を分けて付保することが現実的と考えられますが、その理解で宜しいのでしょうか。	KI-3の回答をご参照ください。
KI-9	事業契約書	8	9	2	4	その他の業務に対する履行保証	前記(1)から(3)の業務以外の履行保証保険はとありますが、SPC利益や保険料等経費部分の契約担保者が存在しません。その部分の履行保証保険付保は困難と考えますが如何でしょうか。	KI-3の回答をご参照ください。
KI-10	事業契約書 (案)	8	9	2	(4)	その他の業務に対する履行保証	「その他」の対象は(別添資料2)に従い下記として宜しいでしょうか。サービス料、サービス料、サービス料の情報資料定常購入費、サービス料の図書館情報システム導入・更新計画策定および図書館情報システム更新整備業務、サービス料。	図書館情報システムの導入計画策定は「図書館情報システム初期整備に対する履行保証」になりますが、それ以外はご理解のとおりです。なおKI-3の回答もご参照ください。
KI-11	事業契約書	8	12			建設開始前の調査	地中埋設物等に関する処理の費用は長崎市の負担でしょうか。地中埋設物等が原因で建設工事等が遅れた場合は、当該地中埋設物等の存在は不可抗力に該当するのでしょうか。	事業契約書(案)第25条第5項なお書きのとおりです。
KI-12	事業契約書	9	15	2、 4		設計の変更	2項と4項におけるサービス料の減額の計算方法はあるのでしょうか。	事業者の積算に基づき協議します。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-13	事業契約書	9	16			法令変更等による設計変更等	本条に規定する建設基準法、消防法等は、別紙13に規定する本件施設等設備事業に直接関係する法令に該当するという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
KI-14	事業契約書(案)	10	18	1		設計の完了	工事を遅延無く行う為に、事業者から基本設計及び実施設計並びに設計変更の提出を行った場合、貴市からの了承返却の期間を明示頂きたいをお願いします。	設計の状況により異なりますので明示いたしかねます。
KI-15	事業契約書(案)	11	20	5		施工計画書等	「建築業法」は建設業法と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を訂正します。
KI-16	事業契約	11	22	1		第三者への委託等	SPCから建設工事を委託する際、建築、電気、管工事の分離発注での契約を行うことは可能なのでしょうか。また、維持管理、運營業務についても同様の解釈でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。但し、建設に関して別紙9の保証書は元請け企業の連帯保証とします。
KI-17	事業契約	11	22	1		第三者への委託等	什器・備品(図書館家具)を担当する企業が協力会社として参加する場合、協力会社の立場で、建設JVの一員として参画する、あるいは家具に関しての分離発注の形で、SPCより直接受注する等の必要があるのでしょうか。ご教示ください。	N-16の回答をご参照ください。
KI-18	事業契約書(案)	13	26	1		本件施設の建設に伴う近隣対策等	「合理的に要求される範囲の近隣調査を実施する」とありますが例えばどのようなものか教えてください。	具体的には電波障害、近接敷地、近接建物調査等ですが、その他工事の規模、内容、適用される法令、条例、近隣工事での慣行などを考慮して、事業者が判断して下さい。
KI-19	事業契約書(案)	13	26			本件施設の建設に伴う近隣対策等	法的根拠のない近隣の意見による設計変更を原因とした事業費の増大については、長崎市様のご負担をお願いします。	リスク分担表 12・13のとおりです。
KI-20	事業契約書(案)	13	26	1	5	本件施設の建設に伴う近隣対策等	(引渡予定日が変更されたことにより発生する費用も含む)とありますが、どういった費用をお考えでしょうか、具体的な例示をお願いします。	引渡予定日が変更されたことに伴う人件費の増大分などを想定しています。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-21	事業契約書 (案)	16	35	1	2	工期の変更	甲と乙の間において協議が整わない場合、甲が合理的な工期を定めるとありますが、あくまで双方の合意をもって工期の決定をする事とした頂きたくお願いします。	建設期間中はスケジュール遵守が重要と考えておりますので、協議が整わないまま施設引渡の遅滞が想定される場合、双方に不利益と考えますので、市が定めることとします。
KI-22	事業契約書	16	36			工事中止	工事中止に伴って、乙が損害を被った場合は、長崎市が賠償してくれるのでしょうか。	第37条に規定するとおりです。
KI-23	事業契約書 (案)	16	37	1		工期変更の費用負担	「甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で甲が負担する」とありますが、例えばどのような範囲が教えて下さい。	事業者の積算に基づき市が査定し、適切なものと認める範囲をいいます。
KI-24	事業契約書	16	37	3		工期変更の費用負担	甲の負担は合理的範囲に限るとありますが、合理的範囲とはどのような意味なのか、具体的説明願います。	KI-23の回答をご参照ください。
KI-25	事業契約書	17	41	2		引渡遅延による費用負担	遅延損害金の計算について、通常金融機関との取引の中での延滞損害金は、年利14%となります。本件遅延に伴い、金融機関に対する支払が延滞した場合14%基準にて延滞利息がつく観点からも、3.6%の延滞損害金とした算出根拠をご教示ください。	長崎市契約規則第37条(違約金)により、長崎市のすべての契約に適用される率です。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-26	事業契約書 (案)	18	44 ～ 46			供用開始時の情報資料の調達	<p>施設引渡予定日:平成19年9月30日 供用開始:平成20年1月 情報資料調達の流れは、甲が情報資料の整備方針及び購入計画を策定 乙が情報資料の調達リストを作成 甲が情報資料の納入を乙に発注 情報資料を調達し装備を行ったうえで、供用開始日までに甲に納品 甲による検収 乙は所定の書架に配置 供用開始 一方、図書館情報システムの整備の流れは 乙が整備計画書案を作成し平成19年4月に甲に提出 甲と乙は協議を行い平成19年9月末日までに整備計画の内容決定 乙は整備計画書を作成 乙は甲の確認を受ける 乙は図書館情報システムを供用開始日までに整備 乙は図書館情報システムについて供用開始日までに甲の検査を受ける 乙は甲の検査に合格したうえで甲に引き渡し 供用開始 事業者は契約締結後速やかに情報資料の調達リスト(案)の作成に着手する必要があります。 図書館情報システム整備について、H20年1月に供用開始するためにはH19年9月末本件施設引渡しまでにシステム機器の配置および配線工事を完了させる必要があります。 情報資料の甲による整備方針及び購入計画の提示時期をお示しいただくとともに、情報資料調達と図書館情報システム各々の流れについて、時系列にて改めてお示ください。</p>	<p>情報資料の整備方針は、実施方針公表時に同時に公表した「運営方針」において既に示しております。また購入計画の立案は事業者の分担(図書館運営業務要求水準書10頁D-4-1-2参照)です。情報資料調達と図書館情報システムの整備の流れは事業者提案にお任せし、その過程において市が関与する段階もあることから、その提案に沿って協議することとします。</p>
KI-27	事業契約書 (案)	19	45			供用開始時の情報資料の調達	<p>情報資料調達のフローとして、乙は発注を受けた情報資料を調達し、乙の倉庫等にて装備を行ったうえで、甲の検収を受け、情報資料を納品し、所定の書架に配架するものと理解して宜しいでしょうか。このとき甲の検収は、装備後の情報資料を対象に随時行われるものと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-28	事業契約書	19	48	2		開館準備の遅延	「合理的範囲」の定義を教えてください。	KI-23の回答をご参照ください。
KI-29	事業契約書 (案)	21	53	1		費用負担等	維持管理業務要求水準書(案)回答1-4に従い、コミュニティ施設部分の電気、ガス、上下水道及び通信の各サービスの費用については、別途計測器を設け、使用量を測り、御市が負担すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
KI-30	事業契約書	22	60	6		業務報告書	何年間保管しなければならないのでしょうか。	事業終了まで保管してください。
KI-31	事業契約	23	64	1		業務責任者等	維持管理業務統括責任者は図書館運営業務統括責任者と同様にSPC統括責任者が兼務することは可能でしょうか。ご教示ください。	可能です。
KI-32	事業契約書 (案)	24	66	2		作業員詰所	「乙は作業員詰所にかかる通信、冷暖房、電気、ガス、水道料等の使用料金を負担しなければならない」とありますが、本件施設はコミュニティ施設を除いて、光熱水費について事業者負担となっています。特に明記される必要はありますか。	確実な共通認識のために規定したものです。
KI-33	事業契約書 (案)	25	70			統括責任者等	統括責任者が開館準備業務の業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
KI-34	事業契約書 (案)	26	72	2		紛失資料	蔵書の破損、貸出資料の未返却については、事業者は免責されると理解して宜しいでしょうか。	貸出資料の未返却は「紛失」には含みません。蔵書の破損については事業者で修補して下さい。
KI-35	事業契約書 (案)	26	72	1		図書館情報システムの更新	『供用開始から5年経過毎におこなうものとする。』とありますが、供用開始は2008年(H20)1月のため、更新1回目は2013年(H25)1月から、更新2回目は2018(H30)1月から供用開始予定と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
KI-36	事業契約書 (案)	26	75			開館後の情報資料の調達	「甲は～乙に発注することができる。」とありますが、乙以外に発注することがあるのでしょうか。乙の受注は確約されないのでしょうか。	乙以外に発注することは、第75条2項の場合を除き、想定していません。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-37	事業契約	28	80				11年目の金利見直しの、基準日は2018年4月1日の2営業日前となっていますが、2018年1月1日の2営業日前が正しいのではないのでしょうか。当初、10年の返済期間2008年1月～2017年12月までとなると思われます。以降5年の返済期間は2018年1月～2022年12月となります。従って5年返済の金利決定は2018年1月1日の2営業日前でない、41回目の返済金利が適用できなくなります。ご教示ください。	NT-52の回答をご参照ください。
KI-38	事業契約書	30	85	2	1	契約の早期終了	相当の期間、とはどのような期間を想定されていますか。	すでに建設工事に着手すべき時期を過ぎており、工事工程表どおりの工事の進捗が可能と判断される期間を想定しています。
KI-39	事業契約書	30	85	2	2	契約の早期終了	「本件施設の引渡し」とは、第34条の完成確認書交付時点という解釈で宜しいでしょうか、或いは別の時点であれば具体的に提示願います。	第40条の引渡しをいいます。具体的な引渡しの手順は、事業契約の規定を前提に、市と事業者が協議して定めることとします。
KI-40	事業契約書 (案)	30	85	4		乙の債務不履行による契約の早期終了	「甲は、落札者の構成員のいずれかに基本協定書第6条...本契約を解除することができる。」とありますが、事業期間中どの時点まで対象期間となるのでしょうか。	事業終了までです。
KI-41	事業契約書 (案)	30	85	4		乙の債務不履行による契約の早期終了	「甲は、落札者の構成員のいずれかに基本協定書第6条...本契約を解除することができる。」とありますが、解除するかしないかは、どういう基準で決定されるのでしょうか。	ケースにより異なりますが、違反行為の内容を勘案して判断いたします。
KI-42	事業契約書 (案)	30	85	4		乙の債務不履行による契約の早期終了	「甲は、落札者の構成員のいずれかに基本協定書第6条...本契約を解除することができる。」とありますが、本契約は、長崎市様とSPCが契約締結するものであり、なぜ契約当事者でない構成員の事情が契約全体に影響するのでしょうか。本項削除頂けないのでしょうか。	本件事業の入札手続において違法行為があった場合ですから、契約の解除は適切と考えております。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-43	事業契約書	30	85	4		契約の早期終了	本条項で規定されている「構成員のいずれかに基本協定書第6条第1項各号に規定される事由が生じたとき」には、乙の構成員が本件PFI以外で行う別の事業活動に関して生じた第1項各号の事由は該当しないという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
KI-44	事業契約書	30	85	4		契約の早期終了	乙の構成員が本件PFI以外で行う別の事業活動に関して生じた第1項各号の事由も本条項の事由に該当する場合、貴市とSPCが契約当事者となる本件PFIの契約において、契約業務の一部を担うものの資格要件で、契約期間15年間いつでも本契約全体が解除される可能性があることは、SPCにとってあまりに厳しい条件であると考えます。つきましては、本条文の削除についてご検討いただきたく、お願いいたします。	KI-43の回答をご参照ください。
KI-45	事業契約書 (案)	30	87			甲による 任意解除	「特段の理由を有することなく」とありますが、本条文の適用は具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	契約期間が15年間にわたるため、不測の事態を考慮した規定であり、具体的な想定があるわけではありません。
KI-46	事業契約書	30	87			任意解除	何故このような条項が設定されたのでしょうか。この条項を規定した理由をお教えてください。	KI-45の回答をご参照ください。
KI-47	事業契約書	31	89			引渡前の 解除の効力	建設期間中の不可抗力により契約解除となり市に合格部分を買取ってもらう場合、 不可抗力により損壊した部分も買取り対象としていただけるのでしょうか。 それとも、損壊部分は事業者の損害となり別紙8適用により、追加費用等と合わせてサービス料の総額(金利除く)の1%までを事業者が負担するということになるのでしょうか。 なお、の解釈となる場合には第102条に”費用等の負担については別紙8による”旨記載願えますでしょうか。	市は検査に合格した部分のみを買い取ります。不可抗力によって損壊した部分については第39条の適用となりますので、結果的に質問のと同じ結論になります。また第102条への追記はなくとも問題ないと考えます。
KI-48	事業契約書 (案)	31	89	1		引渡前の 契約の効力	設計の出来高部分とは、基本設計、実施設計、現況調査、工事監理のすべてを含むという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-49	事業契約書 (案)	31	89	5		引渡前の解除効力	「予算の範囲内で、乙に対して支払う」とありますが、予算とは長期債務負担行為の設定金額と理解して宜しいでしょうか。	新たな予算措置が必要になることも考えられます。
KI-50	事業契約書 (案)	32	90	5		引渡後の解除の効力	割賦支払部分の利息の残額についてもお支払い下さいますようお願いいたします。	利息もお支払いします。なお契約書は修正いたします。
KI-51	事業契約書 (案)	32	90	6		引渡後の解除の効力	割賦支払部分の利息の残額についてもお支払い下さいますようお願いいたします。	KI-50の回答をご参照ください。
KI-52	事業契約書 (案)	32	90	7		引渡後の解除の効力	割賦支払部分の利息の残額についてもお支払い下さいますようお願いいたします。	KI-50の回答をご参照ください。
KI-53	事業契約書 (案)	33	90	8		引渡後の解除の効力	割賦支払部分の利息の残額についてもお支払い下さいますようお願いいたします。	KI-50の回答をご参照ください。
KI-54	事業契約書	33	91			違約金等	第85条に基づく契約解除の場合、事業者の負担すべき違約金が契約金額の10%となっておりますが、あまりにも高額に過ぎると存じます。事業者が付保する履行保証保険を第9条第2項にて分割付保可能としていただいておりますので、履行保証保険を分割付保とした場合に各時期毎に支払われる保険金の額を違約金額としていただけないでしょうか。(即ち、設計・建設期間中は第9条第2項(1)(2)(3)、施設引渡し～供用開始までは第9条第2項(2)(3)(4)、供用開始以降は第9条第2項(4)で支払われる保険金額を違約金額としていただけないでしょうか。)	違約金の額をつぎのように変更します「違約金の額は、施設の完工前であれば、サービス料の10%とし、施設の完工後であれば、解除された事業年度の1年間分のサービス料～の総額(ただし、サービス料の内情報資料初期購入費及び初期購入費にかかる支払利息はすべて平成19年度のサービス料に含む。)の10%とする」
KI-55	事業契約書 (案)	33	91			第91条 (違約金等)	違約金の対象金額について、履行保証保険を付保するにあたり、設計・建設期間中と維持管理・運営期間中に分けることはできませんでしょうか。入札説明書には、履行保証保険の付保する内容等が記載されておりますが、本契約書(案)では事業期間中一体としての違約金となっておりますので、考慮願います。	KI-54の回答をご参照ください。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-56	事業契約書 (案)	33	91			第91条 (違約金等)	維持管理・運営期間中だけを対象として見た場合、15年間総額の100分の10は事業者にとってかなり大きな負担となります。年間サービス料の10%等に変更願えませんでしょうか。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-57	事業契約書	33	91	1		違約金等	違約金が契約金額の100分の10と規定されており、事業者に過大な違約金を強いる内容になっております。事業者の入札参加判断に大きな影響を及ぼしますので、再考お願いいたします。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-58	事業契約書 (案)	33	91	1		違約金等	違約金が契約金額の100分の10となっていますが、本契約は設計・建設・運営・利息が合計された総額135億円の事業であり違約金の金額が過大となっております。なぜこのような設定となっているのでしょうか。運営期間中の違約金は単年度の運営費用の100分の10とするなど、違約金の見直しをお願いします。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-59	事業契約書 (案)	33	91	1		違約金等	違約金の考え方を施設建物(什器・備品含む)と維持管理・運営とに分けて頂きたい。維持管理についての違約金の規定は単年毎にして頂きたい。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-60	事業契約書 (案)	33	91			違約金等	「契約金額の100分の10に相当する額を違約金として」とありますが、仮に開業初年度に契約が解除された場合、事業者は維持・運営期間すべてに渡る契約金額の100分の10を違約金として支払うのでしょうか。これは事業者にとって非常に大きな負担となります。各事業年度の当該業務に対するサービス料の100分の10なのではないでしょうか。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-61	事業契約書 (案)	33	91	1		違約金等	市に対する施設引渡後及び情報資料初期購入分引渡後は、それぞれの割賦支払の部分に係わる割賦金利の全額を違約金の対象から控除できるという理解で宜しいでしょうか？それとも既に市がSPCに支払った割賦金利分についてのみ控除できるということでしょうか？	KI-54の回答をご参照ください。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-62	事業契約書 (案)	33	91	1		違約金等	市に対する施設引渡後及び情報資料初期購入分引渡後に、それぞれの割賦金利が違約金の対象となるのは合理的ではないと考えます。違約金の対象から外して下さいますようお願いいたします。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-63	事業契約書 (案)	33	91	1		違約金等	本件の様な維持管理・運營業務のウェイトが大きいPFI事業において、契約金額の100分の10に相当する額の違約金は、民間事業者に対して過大な負担を強いるものであり、違約金確保の為にコストを入札価格に上乗せせざるを得ない為、結果的にはVFMの達成を阻害することとなります。維持管理・運營業務に関する違約金についてご再考下さいますようお願いいたします。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-64	事業契約書 (案)	33	91	1		違約金等	『契約金額の100分の10に相当する額』とありますが、違約金が多い場合、事業期間にわたり金融機関から事業者に違約金相当の保証、例えば事業者による違約金相当の現金の積み増しなどを求められ、結果として、事業期間全体に亘り事業者の資金負担が増すとともに、融資期間を通じて資金調達コストを上昇させる要因となります。本契約第9条2に定める履行保証保険によりカバーできる範囲での違約金額の設定を要望いたします。この場合、仮に御市が多大な損害を被った場合でも、第91条3項にて『甲が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わらない。』と定めがあるため、違約金を履行保証保険の範囲に抑えたとしても、特に支障ないものと思料いたします。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-65	(違約金等)第91条	33	91	1		違約金等	契約が解除された場合の違約金が契約金額の100分の10に相当する額となっておりますが民間事業者にとって負担が大きすぎるため、再考を願えませんか	KI-54の回答をご参照ください。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-66	事業契約書 (案)	33	91	1		違約金等	維持管理・運営期間(15年間)全般をカバーする履行保証保険は存在しないため、維持管理・運営費に対する違約金を履行保証保険では賄えない建てつけとなっています。維持管理・運営費に対する違約金についてご再考下さいますようお願いいたします。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-67	事業契約書	33	91	2		違約金等	「受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当できることができるものとする」とありますが、維持管理期間に複数業者で業務を推進している際に、1年分の保険金ではほとんど違約金をカバーできません。また、違約金をカバーできる履行保証保険は契約できないか、料率が異常に高いものになるものと思われます。違約金を各年度のサービス料の100分の10以下に変更願います。	KI-54の回答をご参照ください。
KI-68	事業契約書	37	103			公租公課の負担	本契約締結時点で甲及び乙が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担とは、公租公課に関する法律の変更や本契約締結以後に制定された新しい法律等に基づいて課される公租公課を含むと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
KI-69	事業契約書	37	105			関係者協議会	関係者協議会に関して既に決まっていることがあれば教えてくださいませんか(例:協議会の目的、協議会の構成、決議事項等)	協議事項は事業契約に関する事項で、構成員は市と事業者です。決議は出席者の合意をもって行うこととします。その他については、事業者と協議して定めることとします。
KI-70	事業契約書 (案)	38	110	3		著作権の利用等	『著作権は甲に帰属する』との記載がありますが、その場合、事業者が自身の提案を利用することが著しく制限されてしまうことから、著作権は事業者に帰属させたまま甲の使用については妨げるものではない旨の内容に変更していただくことを要望いたします。	第110条4項が禁止しているのは、成果物及び本件施設の公表等であって、内部的な利用を制限しているわけではありません。従って、事業者の権利が著しく制限されるものとは考えておりません。なお、本件の応募を他案件の応募実績として引用する場合は、個別ごと事前に市の承諾を求めてください。

NO	資料名	頁	大項目 (条)	中項目 (項)	小項目	項目	質問	回答
KI-71	事業契約書	39	116			乙の解散の制限	乙は、第42条第2項の瑕疵担保責任の請求期間が経過するまでの間解散してはならないとあるが、本件施設の引渡し後2年という理解でよいでしょうか。あるいは、10年間なのでしょうか。	10年です。
KI-72	事業契約書 (案)	39	116	1		乙の解散の制限	維持管理期間が10年に満たない場合で事業契約の解除があったとしても、施設引渡し後10年間はSPCを解散できない、という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
KI-73	事業契約書 (案) 別紙5					乙等が 付保する 保険	維持管理・運営期間中に付保する保険について、入札説明書P.18にある第三者賠償責任保険の要件を満たせば、その他の内容については事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。(契約者、被保険者範囲、保険金額、特約内容等)	保険金額については、N-50の回答をご参照ください。それ以外については、ご理解のとおりです。
KI-74	事業契約書 (案) 別紙7					不可抗力	不可抗力時の追加費用について、事業者が負担する100分の1というのは、累計でしょうか。	別紙8に対するご質問であれば、設計・建設期間については同期間の累計、維持管理・運営期間については1事業年度の累計です。